

3 適正な取引の実現

(3) 情報通信技術の進展に対応した取引の適正化

① 特定商取引法の通信販売での不法行為への対応

通信販売等について、特定商取引法の周知・啓発及び施行状況のフォローアップを実施するとともに、特定商取引法の執行を補完する取組として、通信販売事業者に対し不適切な広告の改善を促すとともに、インターネット・サービス・プロバイダや金融庁などに対し、違法な電子メール広告等の情報を提供することにより、ウェブサイトの削除や口座の停止等を促す。【消費者庁】

<平成27年度～平成29年度の実績>

引き続き、通信販売業者に対して不適切な広告の改善を促すとともに、ISPや金融庁などに対し、違法な電子メール広告等の情報を提供することにより、ウェブサイトの削除や金融機関における口座の停止等を促した。

また、本法施行規則等を改正し、インターネット取引を含む通信販売におけるいわゆる定期購入契約について、定期購入契約である旨及び金額等の販売条件を広告に表示するよう義務付けるなど、広告表示義務の追加・明確化を行った。

【消費者庁】

② 特定電子メールの送信の適正化等に関する法律に基づく行政処分等の実施

特定電子メールの送信の適正化等に関する法律に基づき、行政処分や行政指導の実施により、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律に違反する特定電子メールに起因した消費者被害を削減する。【総務省、消費者庁】

<平成27年度～平成29年度の実績>『平成29年12月1日現在』

総務省及び消費者庁では、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律に基づき、法違反が疑われる送信者に対する警告メールを平成29年度は約2,200件（平成27年度：約3,300件、平成28年度：約3,400件）送信した。なお、平成29年度の措置命令は10件（平成27年度：7件、平成28年度：0件）である。【総務省、消費者庁】

③ 迷惑メール追放支援プロジェクトの実施

迷惑メール追放のための官民連携施策として、迷惑メール対策に取り組む民間事業者等と連携し、調査端末で受信した迷惑メールの違法性を確認し、当該メールに関する情報を送信元プロバイダに通知することにより、迷惑メール送信回線の利用停止措置等の円滑な実施を促す。【総務省】

<平成27年度～平成29年度の実績>

総務省は、平成17年2月から官民協力の下で迷惑メールの追放を目的とした「迷惑メール追放支援プロジェクト」を実施。調査端末で受信した迷惑メールの違法性を確認し、違法性が確認されたメール約30,300件（平成29年12月1日現在）に関する情報を送信元プロバイダに通知することによ

り、送信元プロバイダにおいて迷惑メール送信回線の利用停止措置を講ずる等の自主的な取組を促した。【総務省】

④ インターネット上の消費者トラブルへの対応

インターネット技術・サービス及びそれらをめぐる消費者トラブルの動向等を踏まえた調査研究等を実施する。また、関係行政機関、事業者団体、消費者団体等で、インターネット上で新たに発生しつつある課題を共有し、事業者等による機動的な取組を促すため、「インターネット消費者取引連絡会」を開催する。【消費者庁、関係省庁等】

<平成27年度～平成29年度の実績>

平成27年度においては「越境電子商取引」、「シェアリングサービス」、「オンラインゲーム」をテーマとして、平成28年度においては「オンライン決済／スマホ決済」、「オンライン旅行取引」、「SNS」、「オンラインレッスン」をテーマとして、平成29年度においては「オンライン動画配信サービス」、「健康関連サービス」をテーマとして、それぞれ調査研究を実施した。当該調査結果は、第18回から第26回までのインターネット消費者取引連絡会においてそれぞれ取り上げ、関連業界団体等からの発表や出席者間での意見交換等を行った。【消費者庁、関係省庁等】

⑤ 電子商取引環境整備に資するルール整備

「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」の改訂等を通じて、情報技術を利用した取引が消費者や事業者にとって便利でかつ安心・安全なものとなるよう、取引環境を整備し、また、事業者や関係省庁と適宜意見交換を実施する。【経済産業省】

<平成27年度～平成29年度の実績>

平成28年6月3日及び平成29年6月5日に改訂を実施した。次回改訂に向け、事業者との意見交換を行いながら検討作業を実施中（引き続き事業者の意見を踏まえつつ、関係省庁とも連携しながら、平成30年6月をめどに改訂案を取りまとめる予定。）【経済産業省】

3 適正な取引の実現

(4) 詐欺等の犯罪の未然防止、取締り

施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	〔参考〕			KPI
						32年度	33年度	34年度	
(4) 詐欺等の犯罪の未然防止、取締り	架空請求や金融商品等取引名目等の特殊詐欺の取締り、特殊詐欺を助長する犯罪の取締り、犯行ツール対策の推進 【警察庁】								特殊詐欺の取締り状況
①特殊詐欺の取締り、被害防 止の推進	特殊詐欺被害の未然防止に向けた金融機関への注意喚起等【警察庁、金融庁】 金融機関に対する不正利用口座に関する情報提供等【金融庁】								
	(KPIの現状) ※平成2829年の取締り状況（※9月末現在（暫定値）） ・架空請求詐欺：検挙件数： <u>1,449641</u> 件（前年比30件増）、検挙人員：743419人（前年比19人減）—（平成28年：検挙件数1,149件、検挙人員732件） ・金融商品等取引名目の特殊詐欺：検挙件数：396145件（前年比184件減）、検挙人員：16551人（前年比174人減）—（平成28年：検挙件数411件、検挙人員166人）								
②被害の大防 止を 意識した 悪質商法 事犯の取 締りの推 進	関係行政機関との連携強化等による悪質商法事犯（利殖勧誘事犯及び特定商取引等事犯）の早期把握、迅速かつ 機敏な口座凍結の要請等や広域事犯に対応するための合同・共同捜査の推進【警察庁】								悪質商法事犯の取締 り状況
	(KPIの現状) ※平成2829年の取締り状況（確定は平成30年3月頃） ・利殖勧誘事犯： <u>24</u> 件（前年：3724事件）、検挙人員： <u>87</u> 人（前年：14687人） ・特定商取引等事犯： <u>134</u> 件（前年：155131事件）、検挙人員： <u>264</u> 人（前年：250264人）								
③生活経 済事 犯に 係る被 害防 止に 向けた犯 行助 長サ ービス の推 進	口座凍結のための金融機関への情報提供、携帯電話契約者確認の求め、契約条項に基づくバーサルオフライスレ ンタル携帯電話契約の解約要請等の犯行助長サービス対策の推進【警察庁、関係省庁等】								情報提供、解約要請 等の実施状況
	(KPIの現状) ※平成2829年の情報提供、解約要請等の実施状況（確定は平成30年3月頃） ・生活経済事犯に利用された口座を凍結するための金融機関への情報提供件数： <u>24,674</u> 件（前年：29,93224,671件） ・携帯電話契約者確認の求めを行った件数： <u>7,186</u> 件（前年：9,2687,186件）								

3 適正な取引の実現

(4) 詐欺等の犯罪の未然防止、取締り

施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	〔参考〕	KPI
(4) 偽造キヤッショード等による被害の防止等への対応	金融機関への注意喚起【金融庁、警察庁】						
	金融機関における取組状況のフォローアップ【金融庁】						
	※必要に応じ、調査内容について年次で見直しを行う。						
	(KPIの現状) ※平成29年3月末時点						
	・ICキヤッショード対応ATMが全体のATMに占める割合：96.094.6%（前年比1.41.6ポイント増）						
	・生体認証機能付ICキヤッショード導入済金融機関：88.588.1%（前年比0.4ポイント増減なし）						
	・ICキヤッショード導入済金融機関：20.921.4%（前年比0.5ポイント減0.6ポイント増）						
	・生体認証機能付ICキヤッショード導入済金融機関：99.699.2%						
	・個人向けインターネットバンキングにおける本人認証において可変パスワード導入済金融機関：96.896.3%						
	・法人向けインターネットバンキングにおける本人認証において可変パスワード導入済金融機関：0.54.6ポイント増（前年比0.54.6ポイント増）						
	ヤミ金融事犯の徹底した取締り、金融機関に対する口座凍結の要請、携帯音声通信事業者に対する契約者確認のため及び役務提供拒否に関する情報提供、プロバイダ等に対する違法な広告の削除要請等による被害の予防【警察庁】						
	(KPIの現状) ※平成28年9月の取締り状況（確定は平成30年3月頃）						
	ヤミ金融事犯：528件（前年：442528件）、検挙人員：662人（前年：608662人）						
	不正アクセス行為の禁止等に関する法律に基づくフィッシング事犯の取締り、サイバーセキュリティ関連事業者等に対するフィッシングに係る情報提供等【警察庁、総務省、経済産業省】						
	(KPIの現状) ※平成28年9月の取締り状況（確定は平成30年3月頃）						
	・フィッシング行為（識別符号の入力を不正に要求する行為の禁止（不正アクセス行為の禁止等に関する法律第7条違反））の検挙件数：141件（前年：141件）（警察庁）						
	・都道府県警察の実施する講習等を通じて、注意喚起を推進している。（警察庁）						
	・フィッシング協議会やJPCERTコーディネーションセンターを通じて、フィッシングに係るニュースや緊急情報等を122件発信。（経済産業省）						
	・迷惑メール対策推進協議会のウェブサイトで「送信ドメイン認証技術導入マニュアル」を公表するとともに、技術的対策の普及促進を実施。（総務省）						

3 適正な取引の実現

(4)詐欺等の犯罪の未然防止、取締り

施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	〔参考〕			KPI
						32年度	33年度	34年度	
(4)⑦ウイルス対策ソフト等を活用した大規模対策	URL情報等の提供による、海外の偽サイトを閲覧しようとする利用者のコンピュータ画面への警告表示等の実績【警察庁】								
	(KPIの現状) ※平成289年上半期 ウイルス対策ソフト事業者等へ情報を提供：5,8654,026件（前年同期：3,8992,144件）								
⑧インターネットオーネットオーネクション詐欺の取締り	インターネットオーネットオーネクションに係る犯罪の取締り、犯罪の取締りの状況に応じた注意喚起【警察庁】								
	(KPIの現状) ※平成289年上半期 インターネットオーネットオーネクション詐欺の検挙件数：208140件（前年同期：511115件）								
⑨模倣品被防の防止	模倣品の取締りと取引関係者への協力依頼【消費者庁、警察庁、財務省、総務省、農林水産省、経済産業省、関係省庁等】								
	(KPIの現状) ・インターネットオーネット通信販売サイトにおける知的財産権の差止状況（平成29年1月から9月までの状況） 輸入差止件数：26,03423,395件（前年同期比：88,9120.4%） 輸入差止点数：622,665389,226点（前年同期比：90,384.7%） (口)								
	(KPIの現状) ・商標権侵害事犯：304●事件（前年：316304事件）、検挙人員：384●人（前年：457318人） ・著作権侵害事犯：238●事件（前年：239238事件）、検挙人員：267●人（前年：290267人） ・全国の税関における輸入差止状況（平成29年1月から9月までの状況） 輸入差止件数：26,03423,395件（前年同期比：88,9120.4%） 輸入差止点数：622,665389,226点（前年同期比：90,384.7%） (口)								
	・模倣品を扱っている可能性のあるインターネット通信販売サイト25789件（平成278年度：213257件）について特定商取引法の遵守状況を調査。うち、16060件（平成278年度：74160件）に改善指導を実施。 ・ブランド権利者等に対しても、悪質な海外ウェブサイトに関する情報提供を依頼。（消費者庁） ・政府模倣品・海賊版対策総合窓口に寄せられる消費者等からの情報（情報提供件数（平成26年度：1,292、平成27年度：575））について、関係省庁及び主要なECサイト運営者等に定期的に共有。（経済産業省）								

3 適正な取引の実現

(4) 詐欺等の犯罪の未然防止、取締り

① 特殊詐欺の取締り、被害防止の推進

架空請求や金融商品等取引名目等の特殊詐欺の取締りを強化する。また、携帯電話や預貯金口座を売買するなどの特殊詐欺を助長する行為について関係法令を駆使して取締りに当たるとともに、犯行に利用された携帯電話の携帯電話事業者に対する契約者確認の求め不正に取得された携帯電話等に係る役務提供拒否のための事業者に対する情報提供、金融機関に対する振込先指定口座の凍結依頼等の犯行ツール対策を推進し、被害の未然防止、拡大防止を図る。

様々な機会を通じて特殊詐欺の最新の手口、発生状況、被害に遭わないための注意点等の情報を提供するなど、特殊詐欺の被害防止のための広報啓発活動を推進する。【警察庁】

金融機関に対し、振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺に関する注意喚起等を引き続き行うことにより、被害の未然防止及び拡大防止に向けた金融機関の取組をより一層促進する。【警察庁、金融庁】

また、同様の観点から、金融機関における振り込め詐欺への対応状況の検証を行う。

金融機関に対し、不正利用口座に関する情報提供を行うとともに、広く一般に口座の不正利用問題に対する注意喚起を促す観点から、当該情報提供の状況等につき、四半期ごとの公表を行う。【金融庁】

<平成27年度～平成28年度の実績>

政府広報を活用した注意喚起を始め、地方公共団体や関係機関、団体などと連携して、あらゆる媒体や機会を活用した複合的な防犯指導、広報啓発を行い、犯行手口や予防対策を分かりやすい周知に努めている。

金融機関職員を対象とした声掛け訓練を実施するなど、金融機関窓口での声掛けの徹底を要請するとともに、警察への通報依頼を推進するなど、金融機関職員等による被害の水際阻止が行われるよう働き掛けている。

架空請求や金融商品等取引名目等の特殊詐欺の取締りを推進している（平成28年の取締り状況（9月末現在（暫定値））・・・架空請求詐欺：検挙件数6414,149件、検挙人員419743人（平成27前年：検挙件数1,119件、検挙人員762人、平成28年：検挙件数1,149件、検挙人員732人）金融商品等取引名目の特殊詐欺：検挙件数145396件、検挙人員51165人（前平成27年：検挙件数429件、検挙人員339人、平成28年：検挙件数396件、検挙人員165人））。

また、携帯電話や預貯金口座を売買するなどの特殊詐欺を助長する行為について関係法令を駆使して取締りに当たるとともに、犯行に利用された携帯電話の携帯電話事業者に対する契約者確認の求め不正に取得された携帯電話等に係る役務提供拒否のための事業者に対する情報提供、金融機関に対する振込先指定口座の凍結依頼等の犯行ツール対策を推進している。【警察庁】

預金口座の不正利用に関する情報について、情報入手先から同意を得ている場合には、明らかに信憑性を欠くと認められる場合を除き、当該口座が開設されている金融機関及び警察当局への情報提供

を速やかに実施することとしており、その情報提供件数等については、四半期ごとに金融庁ウェブサイトにおいて公表した（平成27年：4月、7月、10月、平成28年：度においては、1月、4月、7月、10月、平成29年：1月、4月、7月、10月）。【金融庁】

② 被害の拡大防止を意識した悪質商法事犯の取締りの推進

悪質商法事犯（利殖勧誘事犯及び特定商取引等事犯）は、高齢者等の社会的弱者に多大な被害をもたらすものであることから、関係行政機関との連携強化等による事犯の早期把握に努めるとともに、迅速かつ機敏な口座凍結の要請等や広域事犯に対応するための合同・共同捜査を推進しての早期事件化により、被害の拡大防止を図る。【警察庁】

＜平成27年度～平成29年度の実績＞

警察庁では、毎年5月の政府の「消費者月間」に合わせて、平成27年5月及び平成28年5月を「生活経済事犯対策強化期間」に指定し、取締りの重点対象事犯の一つとして、「高齢者が被害に遭いやすい利殖勧誘事犯及び特定商取引等事犯」を示した上で、都道府県警察に対して、迅速かつ機敏な口座凍結の要請等や広域事犯に対応するための合同・協同捜査を推進して早期事件化を指示している平成27年から平成29年までの生活安全警察の運営重点として、「被害の拡大防止を意識した悪質商法事犯の早期事件化」等を掲げ、その推進を指示している。

なお、平成29年度には、利殖勧誘事犯を●24事件●87人（前平成27年：37事件116人、平成28年：24事件87人）、特定商取引等事犯を●131事件●264人（平成27前年：155事件、250人、平成28年：131事件264人）を検挙した。【警察庁】

③ 生活経済事犯に係る被害拡大防止に向けた犯行助長サービス対策等の推進

生活経済事犯の多くで、預貯金口座やのほか、携帯電話、バーチャルオフィス等に係るサービスが悪用されていることから、犯罪の予防及び被害拡大防止を図るために、口座凍結のための金融機関への情報提供、携帯音声通信事業者に対する携帯電話契約者確認の求め及び役務提供拒否に関する情報提供、契約条項に基づくバーチャルオフィスレンタル携帯電話契約の解約要請等の犯行助長サービス対策を推進する。【警察庁、関係省庁等】

＜平成27年度～平成29年度の実績＞

警察庁では、平成27年から平成29年まで及び平成28年の、生活安全警察の運営重点として、「早期の口座凍結による犯罪収益の散逸防止と剥奪の徹底」、「被害拡大防止に向けた犯行助長サービス対策の一層の推進」等を掲げ、都道府県警察に対して、その推進を指示している。

なお、平成29年度には、生活経済事犯に利用された口座を凍結するための金融機関への情報提供を●24,671件（前平成27年：29,932件、平成28年：24,671件）、携帯電話契約者確認の求めを●7,186件（平成27前年：9,268件、平成28年：7,186）行っている。【警察庁】

④ 偽造キャッシュカード等による被害の防止等への対応

偽造キャッシュカード等（偽造・盗難キャッシュカード、盗難通帳、インターネットバンキング）による被害の防止等に向けた金融機関への注意喚起を実施する。

【金融庁、警察庁】

また、金融機関の犯罪防止策や犯罪発生後の対応措置への取組状況をフォローアップ（偽造キャッシュカード等による被害発生状況や金融機関による補償状況の四半期ごとの公表、偽造キャッシュカード問題等に対する金融機関の対応状況に関するアンケート調査の実施及び公表、金融機関における偽造キャッシュカード等への対応状況の検証）し、各種被害手口に対応した金融機関における防止策等を促進する。【金融庁】

＜平成27年度～平成29年度の実績＞

偽造キャッシュカード等による被害発生状況や金融機関による補償状況を、金融庁ウェブサイトにおいて公表（平成27年：5月、8月、10月及び12月、並びに平成28年：3月、6月、9月及び12月、平成29年：3月、6月、9月及び12月）するとともに、偽造キャッシュカード問題等に対する金融機関の対応状況に関するアンケート調査を実施し、金融庁ウェブサイトにおいて公表した（平成27年8月及び平成28年8月及び平成29年8月）。

「主要行等向けの総合的な監督指針」等において、預金取扱金融機関におけるセキュリティ対策（インターネットバンキング対策も含む。）や顧客への対応について、監督上の着眼点として明確化する等の改正を行った（平成27年4月）。【金融庁】

偽造キャッシュカード等によりATMから現金を払い出す事案が依然として発生していることから、キャッシュカード等の磁気情報を不正に入手される可能性がある場所に対して、防犯指導を行うよう都道府県警察に指示した（平成28年3月）。【警察庁】

⑤ ヤミ金融事犯の取締りの推進

ヤミ金融事犯については、健全な経済生活を脅かす悪質な事犯であり、また暴力団の資金源となる場合もあることから、当該事犯の徹底した取締りのほか、金融機関に対する口座凍結の要請、携帯音声通信事業者に対する契約者確認の求め及び役務提供拒否に関する情報提供、プロバイダ等に対する違法な広告の削除要請等により、被害の予防を図る。【警察庁】

＜平成27年度～平成29年度の実績＞

警察庁では、平成27年度から平成29年度までの及び平成28年の生活安全警察の運営重点として、「広域にわたるヤミ金融事犯の取締りの推進」等を掲げ、都道府県警察に対して、ヤミ金融事犯の徹底した取締りのほか、金融機関に対する口座凍結の要請、携帯音声通信事業者に対する契約者確認の求め及び役務提供拒否に関する情報提供、プロバイダ等に対する違法な広告の削除要請等の推進を指示している。

なお、平成29年度には、ヤミ金融事犯を●事件528事件●662人（平成27前年：442事件608人、平成28年：528事件662人）を検挙した。【警察庁】

⑥ フィッシングに係る不正アクセス事犯への対策の推進

不正アクセス行為の禁止等に関する法律に基づき、フィッシング事犯の取締り、サイバーセキュリティ関連事業者団体等に対するフィッシングに係る情報提供等を行い、フィッシングに係る不正アクセス事犯への対策を推進する。【警察庁、総務省、経済産業省】

＜平成27年度～平成2928年度の実績＞

不正アクセス行為の禁止等に関する法律を適用した「フィッシング」行為の取締りを推進している。

フィッシングに係る犯罪について、都道府県警察の実施する情報セキュリティに関する講習等を通じ注意喚起を推進している。【警察庁】

総務省では、フィッシング対策にも有効な技術的対策の一つとして、受信者が受け取った電子メールについて、当該電子メールの送信者の情報が詐称されている（送信者になりすましている）か否かを確認可能とする「送信ドメイン認証技術」の普及促進に取り組んでおり、迷惑メール対策に関わる関係者が幅広く参画し、関係者による効果的な迷惑メール対策の推進に資することを目的として設立された「迷惑メール対策推進協議会」と連携し、「送信ドメイン認証技術導入マニュアル」を策定・公表している。【総務省】

サイバーセキュリティ関連事業者団体等に対するフィッシングに係るニュースや緊急情報の提供を行った。【経済産業省】

⑦ ウイルス対策ソフト等を活用した被害拡大防止対策

各都道府県警察等から集約した、海外の偽サイト等に関するURL情報等を、ウイルス対策ソフト事業者等に提供し、当該サイトを閲覧しようとする利用者のコンピュータ画面に警告表示等を行う対策を推進する。【警察庁】

＜平成27年度～平成2928年度の実績＞

各都道府県警察等から集約した、海外の偽サイト等に関するURL情報等を、ウイルス対策ソフト事業者等に提供し、当該サイトを閲覧しようとする利用者のコンピュータ画面に警告表示等を行う対策を推進している。

また、平成28年7月から、海外の偽サイト等に関するURL情報等を、ウェブブラウザ事業者等が加盟する国際的な団体であるAPWG（フィッシング対策ワーキンググループ）に対して提供しており、ウェブブラウザによる警告表示が可能となった。【警察庁】

⑧ インターネットオークション詐欺の取締り

インターネットオークションに係る犯罪の取締りを推進するとともに、犯罪の取締りの状況に応じた注意喚起を実施する。【警察庁】

＜平成27年度～平成2928年度の実績＞

都道府県警察による情報セキュリティに関する講演等を通じ、インターネット利用者に対する注意喚起を推進している。また、インターネットオークションに係る犯罪の取締りを推進している。【警察庁】

⑨ 模倣品被害の防止

越境取引やインターネット取引などの模倣品被害を防止するため、関係行政機関が連携して取締りの強化等を行うとともに、取引の関係者にも協力を呼び掛けている。【消費者庁、警察庁、財務省、総務省、農林水産省、経済産業省、関係省庁等】

<平成27年度～平成29年度の実績>

インターネット通販事業者の特定商取引法違反に関する調査の一環として、対策を行う。

海外著名ファッショントランドの権利者等からの情報提供を受け、模倣品販売が確認されたサイト等の悪質な海外ウェブサイトに関する情報について、消費者庁ウェブサイトにおいて公表している。

【消費者庁】

警察庁では、平成27年から平成29年まで及び平成28年の生活安全警察の運営重点として、「偽ブランド事犯等の取締りの推進」等を掲げ、都道府県警察に対して、その推進を指示している。また、平成28年12月には、関係する機関・団体が構成する不正商品対策協議会が主催するアジア知的財産権シンポジウム2016の後援及び当該シンポジウムへの警察庁担当者の派遣をしたほか、平成29年中には、同協議会等が主催する「ほんと？ホント！フェア」（全国6道府県で開催）を支援するなど、関係者と連携した広報啓発活動を行っている。

なお、平成29年度には、商標権侵害事犯を●304事件●381人（前平成27年：316事件457人、平成28年：304事件381人）、著作権侵害事犯を●238事件●267人（前平成27年：239事件290人、平成28年：238事件267人）を検挙した。【警察庁】

平成29年度（1月から9月まで）の全国の税關における知的財産侵害物品の差止状況について、輸入差止件数は、23,395件（前年同期比88.91%）で、輸入差止点数は、389,226点（前年同期比84.79%）であった。【財務省】

官民連携の農林水産知的財産保護コンソーシアム（委託事業）を通じて、平成28年度は台湾（台北、高尾）、中国（上海、広州）、香港、タイ（バンコク）において、平成29年度は中国、タイ、インドネシア、ベトナムにおいて、我が国農林水産物・食品の産地偽装・模倣品に係る現地調査やインターネットによる監視等を実施し、都道府県等関係団体に情報提供した。同調査により、タイで発見された模倣品については、真性品の生産者団体と協力して、タイの生産者に警告状を送付したところ、当該生産者は名称の使用を停止した。また、我が国地理的表示（G I）产品等の模倣品による被害を防止するため、インターネットによる監視を実施し、平成28年12月に地理的表示法（G I法）を改正し、輸入業者に対し、輸入された不正表示产品の譲渡しを禁止する規定規制を定めた。【農林水産省】

政府模倣品・海賊版対策総合窓口に寄せられる消費者等からの情報について、関係省庁、主要なECサイト運営者等に定期的に共有した。【経済産業省】

3 適正な取引の実現

(5) 規格・計量の適正化

施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	〔参考〕			KPI
						32年度	33年度	34年度	
(5) 規格・計量の適正化 ① JIS規格等の国内・国際標準化施策の実施	「消費者のための標準化セミナー」を全国で実施 ・日本工業標準調査会への消費者代表の参加 ・消費者代表の国際標準化活動への参加 【経済産業省】	JIS法の改正を検討 【経済産業省】	標準化セミナー及び 消費者代表の参加し たJIS開発審議の 開催状況						
(KPIの現状) ※平成28年度 ・「消費者のための標準化セミナー」を1620か所で開催(平成28年度: 16か所) ・消費生活技術専門委員会など14の委員会を431回開催(平成28年度: 41回)。									
②新たなJAS規格等の検討 (KPIの現状) ・介護食品について、平成28年6月の農林物資規格調査会で審議し、平成28年8月17日付けて「そしゃく配慮食品の日本農林規格」を制定。 ・平成28年6月の「日本再興戦略2016」や平成28年11月の「農林水産業・地域の活力創造プラン」を受け、平成28年12月の農林物資規格調査会において、我が国の強みのアピールにつながる多様な規格の制定や消費者に分かりやすいJASマークの在り方など、JAS制度の見直し方向を報告。 ・第193回国会に「農林物資の規格化等に関する法律等の一部を改正する法律案」(平成29年法律第70号)を提出。 ・団体・地域・消費者等からの相談を随時受け付け、新規格の制定に向け検討。									

3 適正な取引の実現

(5) 規格・計量の適正化

① J I S 規格等の国内・国際標準化施策の実施

消費者の日本工業規格（J I S）開発審議への参加を効率的に促進するために「消費者のための標準化セミナー」を全国で実施する。また、国の審議会である日本工業標準調査委員会に消費者代表が参加し、消費者の立場から国内の標準化・認証に関する審議を実施する。さらに消費者代表が国際標準化活動にも参加する。

また、日本工業規格（J I S）の対象をサービス等に拡大することやJ I Sマークを用いた取引の信頼性確保に向けた罰則強化などを含む工業標準化法（J I S法）の改正案を第196回国会に提出することを検討している。【経済産業省】

<平成27年度～平成29年度の実績>

平成29年度は「消費者のための標準化セミナー」を2016か所（平成27年度：18か所、平成28年度：16か所）で開催した。（開催地は、これまでに、青森県北海道、秋田県、山形県、新潟県福島県、栃木県、石川県、静岡県、奈良県愛知県、岡山県、山口県、徳島県、福岡県、佐賀県、熊本県、宮崎県等）で開催した。また、平成29年度は消費生活技術専門委員会など14の委員会について3141回（平成27年度：49回、平成28年度：41回）開催した。

平成29年度に経済産業大臣の諮問に基づき、産業構造審議会産業技術環境分科会基準認証小委員会を開催（3回）し、答申「新たな基準認証の在り方」をとりまとめた。当該答申を踏まえ、JIS法改正の検討を行い、平成30年通常国会にJIS法改正案を提出予定。【経済産業省】

② 新たなJ A S規格等の検討

食品に対する消費者の信頼の確保を図りつつ、海外を含めた市場の拡大に資する観点から、新たな消費者ニーズを踏まえたJ A S規格等を検討し、制度化を図る。

【農林水産省】

<平成27年度～平成29年度の実績>

介護食品について、J A S規格の制定に向けた議論を平成28年2月に開始、同年6月の農林物資規格調査会で審議し、同年8月17日付で「そしゃく配慮食品の日本農林規格」として制定した。ドライエイジングビーフのJ A S規格化に向けて、関係業界等で構成される委員会で検討を行い、同年3月にJ A S規格化に向けた課題や論点を取りまとめた。

平成28年6月の「日本再興戦略2016」や同年11月の「農林水産業・地域の活力創造プラン」を受け、同年12月の農林物資規格調査会において、我が国の強みのアピールにつながる多様な規格の制定や消費者に分かりやすいJ A Sマークの在り方など、J A S制度の見直し方向を報告した。

第193回国会にて、「農林物資の規格化等に関する法律等の一部を改正する法律」が成立。案を提出民間事業者・団体・地域・消費者等からの相談を随時受け付け、新規格の制定に向けて検討した。【農林水産省】

[参考] 平成32年度～平成34年度の取組

引き続き、新たな消費者ニーズを踏まえたJAS規格等について、事業者、産地、消費者等の提案を受けて検討する。【農林水産省】

4 消費者が主役となつて選択・行動できる社会の形成

(1) 消費者政策の透明性の確保と消費者の意見の反映

（1）	施策名 ①消費者政策の実況の状況の報告	〔参考〕						KPI
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	
	「消費者政策の実施の状況の報告【消費者庁】」 ※毎年度、その時々の課題を踏まえた記述を盛り込む。							
	(KPIの現状) ※平成289年度（平成29年12月1日時点） ・報告書提供先： <u>2,2042, 247</u> か所（平成278年度： <u>2,1892, 201</u> か所） ・報告書提供数： <u>2,3622, 411</u> 冊（平成278年度： <u>2,3172, 362</u> 冊）							
	「消費者事故等に関する情報の集約及び分析の取りまとめ結果の報告【消費者庁】」 ※毎年度、その時々の課題を踏まえた記述を盛り込む。							
	(KPIの現状) ※平成289年度（平成29年12月1日時点） ・報告書提供先： <u>2,2042, 247</u> か所（平成278年度： <u>2,1892, 201</u> か所） ・報告書提供数： <u>2,3622, 411</u> 冊（平成278年度： <u>2,3172, 362</u> 冊）							

4 消費者が主役となつて選択・行動できる社会の形成

(1) 消費者政策の透明性の確保と消費者の意見の反映

施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	参考		KPI			
									(イ) 「消費者意識基本調査」ウエブサイトアクセス数 ※毎年度、その時々の課題を見直し	(ロ) 「消費者白書」ウェブサイトアクセス数 ※推計方法については、必要に応じて見直し				
(1) 消費者政策の透明性の確保と消費者の意見の反映 ③消費者政策企画立案のための調査の実施									(ハ) 理論的・先進的な調査・研究【消費者庁】 その他の調査の適宜実施【消費者庁】					
									(KPI)の現状) ※平成29年度3月31日時点(平成29年12月1日時点) (イ) 「消費者意識基本調査」ウェブサイトアクセス数: 15,34.4万件 (ロ) 「消費者白書」ウェブサイトアクセス数: 408,9189.9万件 (ハ) 「若者の消費者被害の心理的要因からの分析に係る検討会」を2回開催、アンケート調査・ヒアリング調査 ・「若者の消費行動と消費者トラブルに関する調査」において、アンケート調査、ヒアリング調査を実施 ・「障がい者の消費行動と消費者トラブルに関する社会実験」 ・「健康と生活に関する社会実験」 「消費者団体名簿」の公表【消費者庁】					
									消費者問題に関連する審議会等において、消費者の意見を代表する委員の選任【関係省庁等】 ④審議会等の消費者の意見を代表する委員への意見の反映する委員の選任 への意見を整理し、これまでの選任実績について検証【消費者庁】					
									(KPI)の現状) 世論調査(平成27年9月)で消費者代表者の考え方を調査した。また、消費者政策担当課長会議(平成29年11月)において、関係省庁等へ消費者関係の有識者の任用を促し、選任状況の調査を実施し、別表2(17800頁)のとおりまとめた。					

4 消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成

(1) 消費者政策の透明性の確保と消費者の意見の反映

① 消費者政策の実施の状況の報告

消費者基本法第10条の2の規定に基づき、政府が前年度講じた消費者政策の実施状況を取りまとめた年次報告（消費者白書）を作成し、国会に報告する（消費者安全法に基づく国会報告と合冊）。【消費者庁】

<平成27年度～平成2928年度の実績>

消費者基本法第10条の2の規定に基づき、平成26年度の実施状況については平成27年6月19日に、平成27年度の実施状況については平成28年5月24日に、平成28年度の実施状況については平成29年6月9日に、それぞれ国会へ報告、公表を行った。【消費者庁】

② 消費者事故等に関する情報の集約及び分析の取りまとめ結果の報告

消費者安全法第12条各項の規定に基づき各行政機関の長、都道府県知事、市町村長及び国民生活センターの長から消費者庁に対し消費者事故等の発生に関する情報の通知があったもの等について、同法第13条の規定に基づき集約及び分析を行い取りまとめた結果を国会に報告する（消費者白書と合冊）。【消費者庁】

<平成27年度～平成2928年度の実績>

消費者安全法第12条各項基本法第10条の2の規定に基づき、平成26年度の通知実施状況については平成27年6月19日に、平成27年度の通知実施状況については平成28年5月24日に、平成28年度の通知については平成29年6月9日に、それぞれ国会へ報告、公表を行った。【消費者庁】

③ 消費者政策の企画立案のための調査の実施

消費者政策の企画立案のため、次の1)から4)までの調査を実施する。【消費者庁】

- 1) 消費生活や消費者政策に関する一般消費者の意識、行動などについて包括的な調査項目を設定した、消費者意識基本調査を毎年度継続的に実施する。
- 2) 既存の消費者事故等情報やP I O－N E T情報等を活用した、消費者被害額を毎年度継続的に推計する。
- 3) 消費生活の現状や消費者問題に対する「調査・分析」機能の強化、及びそれを踏まえた「課題発見・対策提示」機能の強化を図るため、「消費者行政新未来創造オフィス」において、徳島県や学識経験者等の協力を得ながら、理論的・先進的な調査・研究を行う。
- 4) 上記以外に、日々の消費者事故等情報の分析から早急に対応が必要だと判断した個別テーマについての調査等、各種調査を適宜実施する。

<平成27年度～平成2928年度の実績>

平成27年、平成28年及び平成29年とも11月に「消費者意識基本調査」を実施した。また、消費者行政の検証・評価の数値指標の一環として、「消費者意識基本調査」結果及びP I O－N E T情報等を

活用し、平成27年から平成29年、平成28年において単年ごとの「消費者被害・トラブル額の推計」を実施した（P）。さらに、平成29年2月から3月にかけて、個別テーマについての「消費生活に関する意識調査（インターネット調査）」を実施した。

消費者行政新未来創造オフィスにおいて、平成29年9月から、「若者の消費者被害の心理的要因からの分析に係る検討会」を開催し、同年10月から、「障がい者の消費行動と消費者トラブルに関する調査」を開始した。また、平成30年1月から、行動経済学等を利用した消費行動等の分析・研究として、「健康と生活に関する社会実験」を実施している。【消費者庁】

④ 審議会等への消費者の意見を代表する委員の選任

今後の関係府省庁等における審議会委員の選任に資するため、全国の消費者団体数、会員数、団体の性格、設立年代、関心事項、活動状況等を取りまとめた「消費者団体名簿」を消費者庁ウェブサイトで公表する。

消費者の意見を代表する委員の考え方を整理し、消費者問題に関連する国の審議会等における、これまでの選任実績について検証するとともに、任用の促進に努める。【消費者庁】

消費者問題に関連する審議会等の委員の選任に当たっては、消費者の意見を代表する委員の選任に努める。【関係省庁等】

＜平成27年度～平成29年度の実績＞

平成28年6月に、消費者団体基本調査結果について、調査票提出が遅れた団体分の追加も含めて取りまとめを行い、「消費者団体名簿」として消費者庁ウェブサイトに掲載した。また、消費者の意見を代表する委員の選任状況の把握のため、平成27年9月の内閣府が実施した「消費者行政の推進に関する世論調査」の結果を踏まえてまとめた消費者の意見を代表する審議会等の委員についての考え方を整理した。

平成29年度は、関係省庁等に対して、消費者の意見を代表する委員の任用を促すとともに、選任状況の調査を実施（平成28年12月）し、結果を（別表2（178★頁）のとおり）取りまとめた。

【消費者庁】

4 消費者が主役となつて選択・行動できる社会の形成

(2) 消費者教育の推進

施策名	施策名	〔参考〕				〔参考〕
		27年度	28年度	29年度	30年度	
(2) 消費者教育の推進	(1) 消費者教育の総合的、体験的かつ効果的な推進	消費者教育推進会議での議論を踏まえ、幼児期から高齢期までの各段階に応じて体系的に「環境教育、食育、法教育、金融経済教育等の関連する他の分野の教育との連携強化」のため、関係省庁等連絡会議等を開催【消費者庁、関係省庁等】	(KPI)の現状 消費者生活に関する意識調査で消費者市民社会の認知度を調査（平成29年2月～3月実施）。 消費者市民社会といふ言葉を「知っていた」と回答した者：33.2%	国、地方公共団体、消費者団体、事業者・事業者団体や、地域における多様な主体との連携・協働を支援するなど、消費者教育の推進のための体制の整備【消費者庁、文部科学省、関係省庁等】	(イ) 消費者教育推進計画の策定及び消費者教育推進地域協議会の設置に向けた取組の調査、支援・促進【消費者庁、関係省庁等】 (ロ) 消費者教育推進地域協議会の内容の充実及び消費者教育推進地域協議会の取組の充実の支援・促進【消費者庁、文部科学省、関係省庁等】	(KPI)の現状) ※平成29年12月1日時点 (ア) 消費者教育推進計画の策定：4544都道府県（平成28年度：4433都道府県） (イ) 消費者教育推進地域協議会の設置：465都道府県（平成28年度：452都道府県） (ロ) 消費者教育推進会議において検討中。 (ハ) 消費者教育推進のための研修：平成29年度（11月末時点）に1348コース（参加者数：606610人） (平成28年度：1843コース（参加者数：610654人）

4 消費者が主役となつて選択・行動できる社会の形成

(2) 消費者教育の推進

施策名	施策名	〔参考〕				KPI
		30年度	31年度	32年度	33年度	
(2) 消費者教育の推進	③「消費者教育に関する基本的な方針」の検討等	・消費者教育の推進に関する施策の状況等 を踏まえた基本方針に関する検討 ・必要に応じた基本方針の変更 【消費者庁、文部科学省、関係省庁等】				
		消費者教育の推進に関する基本的な方針の変更の中間見直し				
		変更次期基本方針(P)の下における、施策の状況等を踏まえた 検討、必要に応じた変更の実施【消費者庁、文部科学省、関係省 庁等】				
		基本方針の検討・ 基更の状況(消費 者教育する議論の回 数)				
		(KPIの現状) ※平成29年度(平成29年12月1日時点) 消費者教育推進会議における議論を5~9回実施(平成28年度:9回) 消費者教育推進会議において、現行基本方針の実施状況を把握(関係省庁、地方 公共団体、消費者団体及び事業者団体からヒアリング)。するとともに、基本方針の中間的見直しの検討を行った。				
		消費者教育ポータルサイトにおける、最新教材等の積極的な収集・掲載を行い、教材等の選択に役立つ評価等を 示すなど、消費者教育の推進のための総合的な情報提供・発信【消費者庁】				
		消費者教育ポータルサイト掲載情報評価検討委員会を開催し、掲載情報の評価や検討及び課題の解決を実施【消費 者庁】				
		(イ) ポータルサイトのアクセス 数 (ロ) 教材等掲載教科書 数 (ハ) 消費者教育ポート ータルサイト 掲載情報評価 委員会により 評価された教 材数 (二) 高校生向け消 費者教育教材 (P)				
		成年年齢引下げに向けた動きがある中で、成年を境に消費者被害が増加する状況を踏まえ、若年 層への消費者教育を強化【消費者庁、文部科学省】				
		一作成した教材の計画的な配布・効果的に活用(アクティブ・ラーニングの視点 からの授業改善の推進手法等も含めて検討)				
		教材を使用した 授業の実施 (試行)				
		小・中学校における消費者教育の充実のため、教材の検討・作 成				
		児童養護施設等での消費者教育支援プログラムの検討				

4 消費者が主役となつて選択・行動できる社会の形成

(2) 消費者教育の推進

施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	[参考]			KPI
						32年度	33年度	34年度	
(4) 消費者教育に使用される教材等の整備	(KPI) の現状) ※平成28年度 (平成29年12月1日時点) (イ) アクセス数 : 7,001,798件 (平成27年度 : 8,978,877件, 001,798件) (ロ) 教材等掲載数 : 5,6091,623件 (平成27年度 : 5,6981,609件) (ハ) 評価された教材数 : 1327件 (平成27年度 : 13件)								
(二) 高校生向け消費者教育教材の配布数 (P)									
【文部科学省】									
25年度調査 普及・啓発									
28年度調査 企画・設計									
31年度調査 企画・設計									
調査実施									
集計・現状課題等の分析 ・報告書作成									
調査実施									
集計・現状課題等の分析 ・報告書作成									
調査実施									
(イ) 各都道府県における消費者教育推進地域協議会の設置状況 (ロ) イメージマップ利用度調査 (ハ) 国民生活センターでの研修実績									
調査研究などの成果など特色ある取組事例の普及、先駆的実践者を活用した、地域における消費者教育を推進する 上の連携・協働による体制作りの促進【文部科学省】									
地方公共団体における、教育委員会と消費者行政担当部局との連携等による消費者教育推進のための人材開発、 消費者教育の推進体制の整備の促進【消費者庁、文部科学省】									
(KPI) の現状) ※平成29年度 (平成29年12月1日時点) (イ) 消費者教育推進地域協議会の設置 : 465都道府県 (平成28年度 : 452都道府県) (ロ) 会議等の場においてイメージマップの活用状況の実態の把握に着手。 (ハ) 消費者教育推進のための研修 : 平成29年度 (11月末時点) に138コース (参加者数 : 606610人)) (平成28年度 : 1813コース (参加者数 : 610654人))									

4 消費者が主役となつて選択・行動できる社会の形成

(2) 消費者教育の推進						
施策名	施策年	〔参考〕			〔参考〕	
		32年度	33年度	34年度	KPI	
(2) 消費者教育の推進						
小・中・高等学校等における消費者教育の推進（学習指導要領の改訂、新学習指導要領の周知・徹底、改訂に向けた検討等）【文部科学省】						
大学・専門学校等における消費者教育の推進（取組状況調査と特色ある取組事例、先進事例や課題等の情報提供及び啓発）【消費者庁、文部科学省】						
・現職教員研修や教員養成課程等における消費者教育に関する取組についての実態把握及び各実施主体への情報提供 ・消費者教育等に関する実践的な学習各教科等横断的なプログラムの開発に係る実践研究及びその成果の普及 ・大学等における消費者庁からの依頼等に基づく啓発及び情報提供【消費者庁、文部科学省】						
⑥学校における消費者教育の推進						
副読本や教材などの作成、関係機関が有する情報や知識を活用した教育・啓発事業やセミナーの開催等【消費者庁、金融庁、総務省、関係省庁等】						
成年年齢引下げに向けた動きがある中で、成年を境に消費者被害が増加する状況を踏まえ、若年層への消費者教育を強化【消費者庁、文部科学省】 ・作成した教材の計画的な配布・効果的に活用（アクティブ・ラーニングの視点から）の授業改善の推進手法等も含めて検討						
高校における消費者教育の充実のため、高校生向け消費者教育教材を作成						
試行の検証を踏まえた全国での活用の推進について方策の検討・実施（試行）						
消費者教育推進に向けた人材開発のため、大学等への専門家派遣【消費者庁】 小・中学校における消費者教育の充実のため、教材の検討・作成						

4 消費者が主役となつて選択・行動できる社会の形成

(2) 消費者教育の推進

施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	[参考]			KPI
						32年度	33年度	34年度	
(2) 消費者教育の推進									
<p>大学学生相談室等における消費者トラブル対応の強化を図るため、国民生活センターや日本学生支援機構での研修の機会の活用等を推進【消費者庁、文部科学省】</p> <p>・消費者教育推進会議で提案した「学校における消費者教育の充実に向けた」の周知等 ・学校における消費者教育の充実に資するための教員向け研修の実施の促進 ・学校と地域の消費者教育の担い手の連携・協働が図られるよう、地域におけるコーディネーターの育成等の取組を支援 【消費者庁、文部科学省】</p>									
<p>(KPIの現状)</p> <p>(イ) 全国指導主事等を対象とする協議会への参加者人数（平成27年度実績） 小学校：141人（平成26年度：138人）、中学校：137人（平成26年度：142人）、高等学校：108人（平成26年度：114人） (ロ) 学部段階において、社会や経済の仕組み、消費生活の安定・向上に関する知識の獲得・修得を目的とした授業科目を開設している大学の割合：66.259.0%（平成2627年度）（平成2526年度：49.956.2%）</p> <p>(ハ) 平成2829年度（平成29年12月1日時点） ・関係団体と連携した大学での授業の実施：8-10大学（平成2728年度：5-8大学）（金融庁） • 1,464〇件の講座を開催。平成28年度：1,775件（総務省） (二) 消費者教育フェスティバルに向けた環境整備のための教材の作成 (ホ) 成年年齢引下げにした消費者教育講座1コース実施（参加者：47人） (ト) 平成28年4月1日時点 コーディネーター配置状況：14都道府県97市町村等（平成26年度：11都道府県78市町村等）</p>									

4 消費者が主役となつて選択・行動できる社会の形成

(2) 消費者教育の推進

4 消費者が主役となつて選択・行動できる社会の形成

(2) 消費者教育の推進

4 消費者が主役となつて選択・行動できる社会の形成

(2)消費者教育の推進

施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	[参考]			KPI
						32年度	33年度	34年度	
倫理的消費等に関する調査研究を実施【消費者庁】									
<p>倫理的消費の普及啓発の推進（若年層に取り入れやすい文化・雰囲気の醸成、メディアや広報の活用、消費者が必要とする情報が適切に提供される環境作りの検討、多様な主体による推進活動（ムーブメント作り）等）【消費者庁】</p> <p>⑩倫理的消費の普及啓発</p>									
<p>（イ）研究会の開催状況 (口) 認知度の測定（31年度までに30%を目標） (P) 普及方策の実施状況</p> <p>（ロ）消費者月間を活用した啓発【消費者庁】</p>									
<p>学校において利用できる教材の提供や教員向けの研修の機会の提供、事業者への働き掛け（商品・サービスへの反映や事業者間の連携）、認証ラベルの情報提供等【消費者庁】</p>									
<p>（KPIの現状）※平成29年度（平成29年12月1日時点） (イ) 倫理的消費調査研究会を104回開催し、(平成28年度：46回)→6月に中間取りまとめを公表。また、平成29年4月に取りまとめを公表。 (ロ) 認知度：6.0%（消費者庁「倫理的消費に関する消費者意識調査」（平成28年12月）（P）） (ハ) エシカル・ラボを25回開催（鳥取県米子市及び徳島県徳島市（P））（平成28年度：1回）。</p>									

4 消費者が主役となつて選択・行動できる社会の形成

(2)消費者教育の推進									
施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	[参考]			KPI
						32年度	33年度	34年度	
(2) 消費者教育の推進 ①金融経済教育の推進	金融経済教育推進会議を通じ、業態横断的な取組を実施 ・各種国際会議における動向や諸外国の取組を日本の金融経済教育に活用 ・金融経済教育用教材の作成・配布 ・学校や地域で開催される講座等への講師派遣 ・金融サービス利用に伴うトラブル発生の未然防止などに向けた事前相談の実施 【消費者庁、金融庁、文部科学省、関係省庁等】								(イ) 関係団体等と連携した金融経済教育の推進状況 (ロ) 学校や地域で開催される講座等への講師派遣状況
(KPIの現状) ※平成28年度（平成29年9月30日時点） (イ) ・シンポジウムの開催：56回（平成28年度：65回） ・関係団体と連携した大学での授業の実施：810大学（平成28年度：85大学）（金融庁） (ロ) 講座等への講師派遣：5911,048回（平成28年度：1,048959回）									
⑫法教育の推進	法教育の更なる普及・推進のための取組（法教育教材作成、法教育実践状況の調査研究等）の実施【法務省】								法教育推進協議会の開催状況
(KPIの現状) ※平成28年度 法教育推進協議会（教材作成部会等を含む。）の開催実績：+5回（平成27年度：-3回）									
(13)各種リサイクル法普及啓発	見直しを反映したポスター・パンフレット等や各メディアを通じた広報の実施【環境省・経済産業省】 実施内容の見直しによる更なる改善								各種リサイクル法に関する認知度の向上
(KPIの現状) ・中長期的な普及啓発戦略の策定に向けた検討を実施中。（環境省） ・「資源循環ハンドブック2016」を4,500部作成し、関係機関等に配布（平成28年度：「資源循環ハンドブック2016」を4,500部作成し、関係機関等に配布）。（経済産業省）									

4 消費者が主役となつて選択・行動できる社会の形成

(2) 消費者教育の推進

施策名	施策名	〔参考〕					KPI
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	
(2) 消費者教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・食品ロス削減国民運動「NO-FOODLOSS PROJECT」の展開 ・ロゴマーク「ろすのん」の周知【消費者庁、文部科学省、農林水産省、環境省、関係省庁】 ・食品ロス発生量推計の継続的実施【農林水産省、環境省】 ・食品ロスの内容・発生要因等の分析【農林水産省、環境省、消費者庁】 <p>食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合の調査（毎年度）【消費者庁】</p> <p>食品ロス削減による環境負荷の算定【環境省】</p> <p>(14) 食品ロス削減国民運動(NO-FOODLOSS PROJECT)の推進【農林水産省、環境省、消費者庁】</p> <p>食べきれる分量のメニューの充実や持ち帰りについて安全に食べるための注意事項の周知【農林水産省、消費者庁、関係省庁】</p> <p>外食産業の食品ロス削減手法の共有化【農林水産省】</p>						

4 消費者が主役となつて選択・行動できる社会の形成

(2) 消費者教育の推進

施策名	施策名	〔参考〕					KPI
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	
(2) 消費者教育の推進	※ 前頁から続く。						
<p>・賞味期限内にもかかわらず、様々な理由により食品関連事業者による販売が困難となつた加工食品などを有効活用する活動（フードバンク活動）への支援及び活動に対する消費者の理解促進【農林水産省、消費者庁・関係省庁】</p> <p>・地方公共団体等の災害備蓄食料の更新に当たり、フードバンクへの提供を行うなど、有効活用を図ることを促進【消費者庁、関係省庁】</p>							
<p>地方公共団体に対し、有効活用の検討を依頼【消費者庁、関係省庁】</p>							
<p>学校給食に関する取組など、自治体の優良事例等の全国への情報提供（情報提供事項等については随時見直しを行う）【環境省】</p>							
<p>学校における取組の全国への情報提供 【文部科学省】</p>							
<p>消費者が食品ロス削減のために家庭で取り組める内容の普及啓発（発生要因の分析等を踏まえ、内容や媒体を随時見直し）【消費者庁、関係省庁】</p>							
<p>全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会との連携【消費者庁、農林水産省、環境省】</p>							
<p>「消費者行政新未来創造オフィス」におけるモデル事業の実施【消費者庁】</p>							
<p>(KPIの現状) ※平成29年度(平成29年12月1日時点)</p> <p>(イ) 食品ロス削減のための行動をしている国民の割合：76.4% (平成27年度) (「食品ロス」問題を知つていて、かつ、「食品ロス」を軽減するために何らかの取組を行つていると回答した者の割合。) (消費者庁)</p> <p>(ロ) 食品関連事業者による商慣習見直しに向けた取組等を推進 (農林水産省)</p> <p>(参考) 家庭系食品ロス発生量：平成26年度 302282万トン (平成25年度 302万トン) (環境省) 事業系食品ロス発生量：平成26年度 330339万トン (平成25年度 330万トン) (農林水産省)</p>							
<p>(14) 食品ロス削減運動(NO-LOSS PROJECT)の推進</p>							

4 消費者が主役となつて選択・行動できる社会の形成

(2) 消費者教育の推進

施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	[参考]			KPI
						32年度	33年度	34年度	
(2) 食育推進基本計画の推進【消費者庁、食品安全委員会、文部科学省、厚生労働省、農林水産省】									
(15) 食育の推進									
第2次計画									
※第3次食育推進基本計画の計画期間は平成28～32年度まで。									
第3次計画									
※平成33年度から第4次計画を予定									
第4次計画									
(イ) 教材の作成・配布の状況									
(ロ) 日本国型食生活の実践に取り組む人の割合の向上									
(ハ) 農林漁業体験を経験した国民の割合の向上									
(平成27年度 70%)									
(平成28年度 70%)									
(平成29年度 6260%)									
(平成30年度 3631%)									
(KPIの現状)									
(イ) 平成28年度から使用するための小学生用食育教材を作成し、全国の小学校等に配布済み。									
(ロ) 日本国型食生活の実践に取り組む人の割合：6062%（食生活及び農林漁業体験に関するアンケート調査（平成2827年度））。									
(ハ) 農林漁業体験を経験した国民の割合：3136%（食生活及び農林漁業体験に関するアンケート調査（平成2827年度））。									

4 消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成

(2) 消費者教育の推進

① 消費者教育の総合的、体系的かつ効果的な推進

消費者教育の推進に関する法律及び消費者教育の推進に関する基本的な方針に基づき、消費者の自立を支援するために行われる消費生活に関する教育（消費者が主体的に消費者市民社会の形成に参画することの重要性について理解及び関心を深めるための教育を含む。）及び啓発活動を推進する。

消費者教育の実施に当たっては、消費者教育推進会議での議論を踏まえ、幼児期から高齢期までの各段階に応じて体系的に行い、学校、地域、家庭、職域その他様々な場における取組を推進する。【消費者庁、文部科学省、関係省庁等】

また、環境教育、食育、法教育、金融経済教育等の関連する他の分野の教育との連携強化のため、関係省庁連絡会議等を開催する。【消費者庁、関係省庁等】

＜平成27年度～平成29年度の実績＞

消費生活に関する意識調査（平成29年2月～3月実施）で消費者市民社会の認知度について調査を実施した（消費者市民社会という言葉を「知っていた」と回答した者：33.2%）。また、消費者市民社会の認知度を高めるため、消費者市民社会WTを立ち上げ、消費者市民社会普及のための啓発資料の作成について検討した。【消費者庁】

消費者教育推進会議（平成29年10月）において、学校文部科学省における消費者教育の現状実施状況について説明した。セアリングを実施した。【文部科学省】

② 地域における消費者教育推進のための体制の整備

国、地方公共団体、消費者団体、事業者・事業者団体や、地域における多様な主体との連携・協働を支援するなど、消費者教育の推進のための体制の整備を図る。

【消費者庁、文部科学省、関係省庁等】

地方消費者行政強化作戦の目標である、全ての都道府県・市町村での消費者教育推進計画の策定及び消費者教育推進地域協議会の設置の計画期間中の達成を目指して、地方消費者行政推進交付金等によるネットワークの構築、先進事例の収集・提供、地方消費者フォーラムを活用した教育関係者との連携強化等により、この目標の達成に向けた都道府県の取組を調査、支援、促進する。【消費者庁、関係省庁等】

地域における先駆的な取組を促進し、その成果を全国へ展開する。【消費者庁、文部科学省、関係省庁等】

消費者教育の担い手に対しては、国、地方公共団体及び国民生活センター等において、必要な研修の実施、情報提供等を行う。【消費者庁、文部科学省、関係省庁等】

＜平成27年度～平成29年度の実績＞

平成29年12月1日現在3月末までに、消費者教育推進計画は44都道府県（平成27年度同時点：33都道府県、平成28年度：44都道府県）で策定、消費者教育推進地域協議会は45都道府県（平成27年度

同時点：42都道府県、平成28年度：45都道府県）で設置された。消費者教育推進のための研修については、平成2928年度（11月末時点）に1348コース（参加者数：606610人）を国民生活センターにおいて実施した（平成27年度：13コース、654人参加、平成28年度：18コース、610人参加）。【消費者庁】

文部科学省主催の「消費者教育フェスタ」（平成27年度：は東京、大分、岐阜、平成28年度：は徳島、石川、栃木、平成29年度：国立女性教育会館、千葉、北海道）において、学校や地域における消費者教育の実践事例について報告を行った。【文部科学省】

③ 「消費者教育の推進に関する基本的な方針（基本方針）」の検討等

~~消費者教育の推進に関する施策の状況等を踏まえ、消費者教育推進会議等から意見を聴き、必要があれば基本方針を変更する。~~

なお、現行基本方針は平成29年度までの方針であることから、平成30年度以降を対象期間とする次期基本方針の策定に向け、消費者教育推進会議を開催する。また、平成29年度内に変更計画を検討・策定する。【消費者庁、文部科学省、関係省庁等】

＜平成27年度～平成2928年度の実績＞

消費者教育推進会議における議論を15回実施した。また、文部科学省における消費者教育の実施状況及び、環境教育、食育、法教育、金融経済教育といった関連する他の分野の教育の実施状況について関係省庁、地方公共団体、消費者団体及び事業者団体からヒアリングを行うとともに、基本方針の中間的見直しの検討を行った。【消費者庁】

④ 消費者教育に使用される教材等の整備

年齢、障害の有無、情報の入手方法、読み解く能力の差異等の消費者の特性に応じた適切なものとすることに配慮した消費者教育教材の作成及び収集を行う。

消費者教育ポータルサイトにおいて、最新教材等の積極的な収集・掲載を行い、教材等の選択に役立つ評価等を示すなど、消費者教育の推進のための総合的な情報提供・発信を行う。【消費者庁】

成年年齢引下げに向けた動きがある中で、成年を境に消費者被害が増加する状況を踏まえ、若年層への消費者教育を強化するため、高校生向け消費者教育教材を作成する。【消費者庁、文部科学省】

高校生向け教材は、「消費者行政新未来創造オフィス」において、その活用方策等を探り、全国において効果的な活用ができるよう努める。

平成30年度以降、小・中学校における消費者教育充実のための教材の検討・作成、児童養護施設等での消費者教育支援プログラムについて検討する。【消費者庁】

＜平成27年度～平成2928年度の実績＞

平成27年度までに消費者教育ポータルサイトの改修を行い、ライフステージ、重点領域等に応じて教材等を検索できるようにする等、情報の検索機能の向上を図った。また、消費者教育ポータルサイ

ト掲載情報評価等検討会を開催し、平成27年度に掲載された13件の教材を使用し、消費者の選択に役立つ情報の評価案を作成した。平成28年度は、平成27年度の評価案を踏まえ、平成29年度の改修に向け予算措置を行った。

平成28年度は、12月までに消費者教育ポータルサイトに33件の教材等を掲載した（平成27年度：29件）。

第2期消費者教育推進会議において、学校における消費者教育の充実方策について検討し、平成28年4月に「学校における消費者教育の充実に向けて」を提案した。また、若年者の消費者教育に関するWTを立ち上げ、成年年齢の引下げに向けた環境整備の充実のための教材等についても検討した。また、これに関連した高校生向け消費者教育若年者向け教材をの作成に着手した。さらに、平成29年度は、徳島県の全ての高等学校で本教材を活用した授業を実施しており、全国展開に向け検討中である。【消費者庁】

⑤ 教育行政（学校教育・社会教育）と消費者行政の連携・協働（基盤的な情報の整備と体制作り）

学校教育及び社会教育などの教育行政と消費者行政の連携・協働に関する取組状況についての調査を定期的に実施し、現状の課題等について、分析を行い、更なる普及・啓発を行う。

また、調査研究などの成果など特色ある取組事例を普及するとともに、先駆的実践者を活用し、地域における消費者教育を推進する上での連携・協働による体制作りを促進する。

消費者庁及び文部科学省が密接に連携し、消費者教育を推進するために、地方公共団体において教育委員会と消費者行政担当部局との連携を図るなどして、消費者教育推進のための人材開発等を含めた整備を促進する。【消費者庁、文部科学省】

<平成27年度～平成29年度の実績>

平成29年度12月1日現在未までに、消費者教育推進地域協議会は45都道府県（平成27年度同時点：42都道府県、平成28年度：45都道府県）で設置した。消費者教育推進のための研修については、平成29年度（11月末時点）に1348コース（参加者数：606610人）を国民生活センターにおいて実施した（平成27年度：13コース、654人参加、平成28年度：18コース、610人参加）。【消費者庁】

平成27年度に消費者教育推進委員会において検討いただいされた調査の方針等を基に、平成28年度に「消費者教育に関する取組状況調査」を実施し、平成29年度に取りまとめた。【文部科学省】

⑥ 学校における消費者教育の推進

1) 小・中・高等学校等における消費者教育の推進

小・中・高等学校等において、学習指導要領に基づき、社会において主体的に生きる消費者を育む教育を推進するため、その周知・徹底を図る。また、中央教育審議会の答申審議を踏まえ小中学校学習指導要領は平成28年度に改訂し、高等学校学習指導要領については平成29年度中に改訂予定（小学校は平成32年度、中学校は

平成 33 年度から全面実施、高等学校は平成 34 年度入学生から年次進行で実施する予定）。【文部科学省】

2) 大学・専門学校等における消費者教育の推進

大学生等に対する消費者教育の推進を図るため、全国の大学等に対して「消費者教育に関する取組状況調査」を実施し、現状の課題等の分析を行い、特色ある取組事例や課題等の情報提供及び啓発を行う。【消費者庁、文部科学省】

3) 消費者教育の人材（担い手となる教職員）の育成・活用

小・中・高等学校等における教職員の指導力の向上を図るため、消費者教育等に関する各教科等横断的プログラムの開発に係る実践研究を実施するとともに、それらの成果の普及を図る。現職教員研修や教員養成課程において消費者教育に関する内容が積極的に取り入れられるよう、各実施主体による取組についての実態把握を行うとともに、必要な情報提供等を行う。また、実践的な学習プログラムの開発に係る調査研究を実施し、その成果を共有する。大学等においては消費者庁からの依頼等に基づき、消費者問題に関する啓発及び情報提供を行う。【文部科学省、消費者庁】

4) 学校における消費者教育の推進

学習指導要領の内容を反映した副読本や教材などの作成、担当省庁、国民生活センター、金融広報中央委員会が有する情報や知識を活用した教育・啓発事業及び教員の指導力向上を目指したセミナーの開催等について、文部科学省や教育委員会と連携を図るとともに、外部の専門家などの協力も得ながら、学校における消費者教育の推進を行う。【消費者庁、金融庁、総務省、関係省庁等】

成年年齢引下げに向けた動きがある中で、成年を境に消費者被害が増加する状況を踏まえ、若年層への消費者教育を強化するため、高校生向け消費者教育教材を作成する。【消費者庁、文部科学省】

高校生向け教材は、「消費者行政新未来創造オフィス」において、その活用方策等を探り、全国において効果的な活用ができるよう努める。【消費者庁】

平成 30 年度以降、小・中学校における消費者教育充実のための教材の検討・作成を行う。【消費者庁】

消費者教育推進に向けた人材開発のため、鳴門教育大学への専門家派遣を実施する。【消費者庁】

大学学生相談室等における消費者トラブル対応の強化を図るため、国民生活センターや日本学生支援機構での研修の機会の活用等を推進する。【消費者庁、文部科学省】

消費者教育推進会議で提案した「学校における消費者教育の充実に向けて」の周知等を行う。また、学校における消費者教育の充実に資するための教員向け研修の実施の促進、学校と地域の消費者教育の担い手の連携・協働が図られるよう、地域におけるコーディネーターの育成等の取組を支援する。【消費者庁、文部科学省】

＜平成27年度～平成29年度の実績＞

平成27年度消費者教育フェスタを東京、大分、岐阜国立女性教育会館、千葉、北海道で開催し、高校生・大学生各地域における特色ある消費者教育の実践による事例発表報告や、小・中学校において企業によるデモンストレーション授業等文部科学省の委託事業で実証的共同研究の成果発表等を実施した（平成27年度：東京、大分、岐阜で開催、平成28年度：徳島、石川、栃木で開催）。

教員や社会教育主事を対象に消費者教育を行う上でのヒントを示し、学校や社会教育での消費者教育の充実を図るため、消費者教育の指導者用啓発資料を作成し、以下の文部科学省のウェブサイトで公開し、普及・啓発を図った。

http://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/syouthisha/detail/1368878.htm

平成28年度消費者教育フェスタを徳島、石川、栃木で開催し、各地域における特色ある消費者教育の実践事例発表や、文部科学省の委託事業で実証的共同研究の成果発表等を実施した。【文部科学省】

第2期消費者教育推進会議において、学校における消費者教育の充実方策について検討し、平成28年4月に「学校における消費者教育の充実に向けて」を提案した。また、若年者の消費者教育に関するWTを立ち上げ、成年年齢引下げに向けた環境整備の充実のための教材等についても検討した。また、これに関連した高校生向け消費者教育若年者向け教材を作成した。さらに、平成29年度は、徳島県の全ての高等学校で本教材を活用した授業を実施しており、全国展開に向け検討中である。【消費者庁】

大学生に対し、「金融リテラシー・マップ」に基づいた授業を関係団体と連携して実施した（平成27年度：5大学、平成28年度：8大学、平成29年度：10大学）。【金融庁】

通信関係団体等と連携しながら、子供たちのインターネットの安心・安全な利用に向けて、保護者、教職員及び児童生徒を対象とした啓発講座をe-ネットキャラバンとして全国で実施した。平成29年度は、〇〇4,464件（平成27年度：2,114件、平成28年度：1,775件）の講座を実施した。平成28年度からは、また、保護者・教職員を対象にスマートフォンのフィルタリングの内容及び設定について特化した講座を新設するとともに、低年齢層に対応するため、対象年齢の引下げを行い、小学校3年生を対象に含めることとした。【総務省】

⑦ 地域における消費者教育の推進

地方公共団体における消費者教育推進計画の策定及び消費者教育推進地域協議会の設置を支援、促進する。

地域の消費者教育の担い手の連携・協働が図られるよう、消費生活センター等の消費者教育の拠点化やコーディネーターの育成、消費生活サポーターの養成等の取組を支援する。【消費者庁】

「消費者教育の指導者用啓発資料」の活用を図るとともに、全国の教育委員会に対して実施した「消費者教育に関する取組状況調査」についてを実施し、現状の課題等の分析を行い、社会教育施設等地域における消費者教育の推進を図る。【文部科学省】

担当省庁、国民生活センター、金融広報中央委員会が有する情報や知識を活用した消費者教育用教材等の作成・配布、出前講座の実施、又は地域で開催される講座

等への講師派遣などを行い、地域における消費者教育の推進を行う。【消費者庁、公正取引委員会、金融庁、文部科学省、関係省庁等】

消費者市民社会の理念を明確にしてその普及を図るため、無関心層を対象とした初心者向けパンフレット等を作成し、広く配布及び活用を徹底する。【消費者庁】

<平成27年度～平成29年度の実績>

平成29年度12月1日現在3月末までに、消費者教育推進計画は44都道府県（平成27年度：33都道府県、平成28年度：44都道府県）で策定され、消費者教育推進地域協議会は45都道府県（平成27年度：42都道府県、平成28年度：45都道府県）で設置されている。【消費者庁】

平成29年度は、消費者セミナー（消費者に独占禁止法の内容や公正取引委員会の活動について、より一層の理解を深めてもらうため、公正取引委員会の職員を消費者団体等の勉強会に派遣するもの。）を6477回（平成27年度：57回、平成28年度：77回）、独占禁止法教室（中・高・大学生に経済活動の基本ルールである独占禁止法の役割について学んでもらうため、公正取引委員会の職員を学校の授業に講師として派遣するもの。）を110196回（平成27年度：164回、平成28年度：196回）、一日公正取引委員会（公正取引委員会の本局及び地方事務所等の所在地以外の都市において、消費者セミナー、独占禁止法教室及び独占禁止法講演会等を1か所で同時に開催するもの。）を48回（平成27年度：8回、平成28年度：8回）開催した。

また、消費者の暮らしと独占禁止法の関わりについて説明した資料を消費者セミナーや独占禁止法教室の出席者に配布した。【公正取引委員会】

平成29年度（9月末時点）は、地域で開催される講座等への講師派遣を442744回（平成27年度：730回、平成28年度：744回）実施した。ガイドブック等を全国の地方公共団体に配布したほか、一般の方々が金融トラブルに巻き込まれないよう注意を促すこと金融リテラシーの向上を目的としたシンポジウムを各財務局と56か所で共催した（平成27年度：5か所、平成28年度：6か所）。【金融庁】

教員や社会教育主事を対象に消費者教育を行う上でのヒントを示し、学校や社会教育での消費者教育の充実を図るため、消費者教育の指導者用啓発資料を作成し、以下の文部科学省のウェブサイトで公開するとともに、全国での消費者教育に係る講座等において活用されるよう配布した。

http://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/syouthisha/detail/1368878.htm【文部科学省】

通信関係団体等と連携しながら、子供たちのインターネットの安心・安全な利用に向けて、保護者、教職員及び児童生徒を対象とした啓発講座をe-ネットキャラバンとして全国で実施した。平成29年度は、1,464〇〇件（平成27年度：2,114件、平成28年度：1,775件）の講座を実施した。平成28年度からはまた、保護者・教職員を対象にスマートフォンのフィルタリングの内容及び設定について特化した講座を新設するとともに、低年齢層に対応するため、対象年齢の引下げを行い、小学校3年生を対象に含めることとした。【総務省】

⑧ 家庭における消費者教育の推進

消費者教育ポータルサイトにおいて家庭ができる消費者教育教材や地方における親子向けの講座の案内の積極的な収集・掲載に努める。

消費者の自主学習への取組を支援する仕組みの検討を行う。【消費者庁】

<平成27年度～平成29年度の実績>

平成29年12月1日現在、度末までのポータルサイトのアクセス数は、7,001,798件、家庭でできる自主学習用の教材の掲載は238件、親子向けの講座の掲載は25件であった。

消費者の自主学習への取組を支援するため、平成27年度は、消費者の教材の選択に役立つ情報の評価・掲載案について消費者教育ポータルサイト掲載情報評価等検討会を開催し、平成27年度に掲載された13件の教材を使用し、消費者の選択に役立つ情報の評価案を作成した。平成28年度は、平成27年度の評価案を踏まえ、平成29年度の改修に向け予算措置を行った。【消費者庁】

⑨ 事業者・事業者団体による消費者教育の推進

事業者・事業者団体による取組事例を積極的に収集し、消費者教育ポータルサイトに掲載する。

事業者・事業者団体による消費者教育に関する取組の支援について検討する。

【消費者庁】

<平成27年度～平成29年度の実績>

平成29年12月1日現在28年度の事業者によるポータルサイトの掲載数は、199件（平成27年度末時点：182件、平成28年度末時点：199件）であった。【消費者庁】

⑩ 倫理的消費の普及啓発

持続可能なライフスタイルへの理解を促進するため、消費者庁において、倫理的消費※等に関する調査研究及び普及啓発を実施する。

※地域の活性化や雇用なども含む、人や社会・環境に配慮した消費行動。消費者それぞれが各自にとっての社会的課題の解決を考慮したり、こうした課題に取り組む事業者を応援したりしながら消費活動を行うこと。具体例として、障害者支援につながる商品、フェアトレード商品、寄付付商品、エコ商品、リサイクル商品、資源保護等の認証がある商品、被災地產品の消費や地産地消などがある。

倫理的消費調査研究会の「取りまとめ」を踏まえた推進方針を検討する。検討に当たり関係省庁との連携を図る。【消費者庁、文部科学省、農林水産省、環境省等】

また、倫理的消費の普及のためのイベント「エシカル・ラボ」は、地方でも開催することとし、開催に当たり、関係省庁との連携を図る。【消費者庁、農林水産省、環境省等】

倫理的消費の普及のため、若年層に取り入れやすい文化・雰囲気の醸成、メディアや広報の活用、エシカル商品の開発・提供、認証ラベル等について消費者が必要とする情報が適切に提供される環境作りの検討、倫理的消費の意味や必要性に対する理解を深めるための多様な主体による推進活動（ムーブメント作り）を行う。また、消費者・事業者・行政による推進組織（プラットフォーム）の構築等を検討し、学校において利用できる教材の提供や教員向け研修の機会の提供、商品・サービスへの反映や事業者間の連携等事業者への働き掛け、認証ラベルの情報提供等も

検討する。先駆的取組事例の収集やプラットフォーム構築の検討、学校における取組については、「消費者行政新未来創造オフィス」において行う。【消費者庁】

＜平成27年度～平成29年度の実績＞

「倫理的消費調査研究会中間取りまとめ」（平成28年6月）及び「倫理的消費調査研究会取りまとめ」を公表（平成29年4月）。

平成28年度は、倫理的消費調査研究会を4回（平成27年度：6回）開催した。

平成29年度は、エシカル・ラボを1回（鳥取県）開催した（平成27年度：1回（東京都）、平成28年度：1回（徳島県））。また、子ども霞が関デーにおいて、倫理的消費について学習する機会を設けたなお、平成28年度のエシカル・ラボは、徳島県で開催するとともに、東京都と鳥取県の会場とを中継で結んだ。【消費者庁】

⑪ 金融経済教育の推進

金融に関する基本的な考え方を浸透させるため、金融経済教育推進会議を通じ、業態横断的な取組を実施する。

各種国際会議における動向や諸外国の取組を日本の金融経済教育に活用する。

金融経済教育用教材の作成・配布、学校や地域で開催される講座等への講師派遣等について、文部科学省等とも連携を図りつつ実施する。

金融サービス利用に伴うトラブル発生の未然防止などに向けた事前相談を実施する。【消費者庁、金融庁、文部科学省、関係省庁等】

＜平成27年度～平成29年度の実績＞

消費者教育推進会議において金融経済教育を含む消費者教育の推進について議論した。【消費者庁】

平成29年度は、大学生に対し、「金融リテラシー・マップ」に基づいた授業を関係団体と連携して10-8大学で実施した（平成27年度：5大学、平成28年度：8大学）。

学校や地域で開催される講座等への講師派遣を5911,048回（9月末時点）（平成27年度：959回、平成28年度：1,048回）実施した。

ガイドブック等を全国の高校等や地方公共団体に配布したほか、一般の方々が金融トラブルに巻き込まれないよう注意を促すこと金融リテラシーの向上を目的としたシンポジウムを各財務局と5-6か所で共催した（平成27年度：5か所、平成28年度：6か所）。

金融サービス利用に伴うトラブルの発生の未然防止などに向けた事前相談の提供の充実を図るため、「事前相談（予防的なガイド）」を平成26年に開設し、相談への対応を行っているほか、各財務局と共に前記シンポジウムや総務省東京総合行政相談所における相談会を開催した。【金融庁】

⑫ 法教育の推進

法教育の推進に向けた次の1)及び2)の取組を推進する。【法務省】

1) 法教育の更なる普及・推進のため、広報活動や法教育に関する支援活動・助言等を行い、法教育の意義についての理解を広める。

2) 法曹関係者、学者、教育関係者等の有識者で構成する法教育推進協議会を始めとする各種会議を開催し、検討・報告された法教育に関する最新の情報、協議の状況等を情報提供することにより、法教育の普及・推進を図る。

＜平成27年度～平成2928年度の実績＞

平成28年度は、法教育推進協議会を8回（うち教材作成部会等を含む7回）開催した（平成27年度：3回、平成28年度：8回）。【法務省】

⑬ 各種リサイクル法の普及啓発

小型家電リサイクル法を始めとした各種リサイクル法について、ポスターやパンフレット等の作成や、各メディアを通じた広報を実施し、国民・関係機関に普及啓発を行う。【環境省、経済産業省】

また、平成28年度以降は小学校でのモデル授業の課題や改善点を整理し、より効果的な学習指導案を作成した上で、モデル授業の実施を多くの小学校に働き掛ける。【環境省】

＜平成27年度～平成2928年度の実績＞

リサイクルの重要性を教育現場から伝えるために、小学校授業で活用できる「小型家電リサイクル学習授業支援パッケージ」を作成し、各校で実施を推奨するとともに、社会科や家庭科の各全国教育研究会長を委員としたリサイクルに関する教育検討会を開催し、更なる展開を図っている。併せて、多くの国民の認知度向上のために、メディアを活用した広報普及を展開した。【環境省】

「資源循環ハンドブック2016」、「資源循環ハンドブック2017」を各4,500部作成し、関係機関に配布したほか、3Rに関する環境教育に活用する等の一般の求めに応じて配布を行っている。【経済産業省】

⑭ 食品ロス削減国民運動（NO-FOODLOSS PROJECT）の推進

食品ロスを削減するため、関係省庁の連携による取組を推進する（関係省庁等連絡会議は消費者庁、文部科学省、農林水産省、経済産業省、環境省が参加。共通ロゴマークとして「ろすのん」を活用。）。【消費者庁、文部科学省、農林水産省、経済産業省、環境省、関係省庁】

- 1) 食品ロス発生量の推計を継続的に実施する。【農林水産省、環境省】また、食品ロスの内容、発生要因等を分析する。【農林水産省、環境省、消費者庁】
- 2) 食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合を調査する。【消費者庁】
- 3) 食品ロスの削減による環境負荷の算定の成果に係る情報提供を行う。【環境省】
- 4) 食品関連事業者による食品ロス削減のための商慣習見直し等の促進に向けた取組を推進するとともに、このような事業者の取組に係る情報提供を行い消費者の理解を促進する。【農林水産省、経済産業省、消費者庁】

5) 飲食店等における食べきれる分量のメニューの充実などの好事例の展開、持ち帰りについて安全に食べるための注意事項の周知を行う。【農林水産省、消費者庁、関係省庁】

6) 外食事業者の食品ロス削減手法の共有化を行う。【農林水産省】

7-6) 賞味期限内にもかかわらず、様々な理由により食品関連事業者による販売が困難となった加工食品などの寄付を受けて福祉施設等に無償で提供する取組（フードバンク活動）に対して必要な支援を行うとともに、フードバンク活動に対する消費者の理解を促進する。【農林水産省、関係省庁】

8) また、地方公共団体等の災害備蓄食料の更新に当たり、フードバンクへの提供を行うなど、有効活用を図ることを促進する。【農林水産省、消費者庁、関係省庁】

9-7) 食品ロス削減に関する地方公共団体の優良事例等の全国への情報提供を行う。【環境省】

10-8) 学校における特色のある取組事例の全国への情報提供を行う。【文部科学省】

11-9) ウェブサイトやパンフレット等を活用し、食品ロス削減のために家庭で取り組める内容について、地方公共団体等とも連携して、消費者に対する普及啓発を推進する（発生要因の分析等を踏まえ、内容や媒体を隨時見直す。）。【消費者庁、関係省庁】

12) 全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会との連携を進める。【消費者庁、農林水産省、環境省】(P)

13) 徳島県内のモニター家庭を対象とした食品ロス削減に資する取組について、「消費者行政新未来創造オフィス」において実証を行い、その結果を踏まえた食品ロス削減の取組を全国に展開する。【消費者庁】

<平成27年度～平成29年度の実績>

我が国全体での食品ロス発生量の精緻な推計を行い、平成28年4月に621632万トン（平成26年度）との数値を公表した。(平成25年度：632万トン)【農林水産省・環境省】

消費者等が行う3R行動による環境負荷の低減効果を便宜的に数値化する「3R行動見える化ツール」※に、新たに食品廃棄物削減に関する項目を追加し平成27年11月に公表した。

※3Rを推進する行動の行動量を入力することで便宜的に環境負荷の削減効果を数字で表すことができる計算用ツール

また、学校給食からの食品ロスの削減・食品リサイクルのモデルとなる取組を行う市町村を支援するため、平成27年度から「学校給食の実施に伴い発生する廃棄物の3R促進モデル事業」を実施。加えて、平成28年10月に全国で食べきり運動等を推進する自治体間ネットワーク「全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会」の設立支援を行った。【環境省】

平成29年11月には、全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会と連携し、忘新年会シーズンに、外食時の食べきりを推進する全国共同キャンペーンについてプレスリリースを行い、「宴会五箇条」や「30・10運動」等の普及を行った。【消費者庁、農林水産省、環境省】

食品関連事業者を始めとする関係者にロゴマーク「ろすのん」の普及を実施（平成29年11月末時点の利用者数は319245件。）した。また、平成28年度は、食品関連事業者による食品ロス削減のための商慣習見直しに向けた取組について、その効果やポイント等を整理し、他の事業者による食品ロス削減を促すための取組を支援した（研修会を全国4か所で開催。）。さらに、平成29年度には、納品期限を緩和する取扱品目や取組企業の拡大のための実証実験や、賞味期限の年月表示化等の取組を推進した。併せて、同年5月に、卸売業者と小売業者の業界団体へ、「食品ロス削減に向けた加工食品の納品期限の見直しについて」を発出した。【農林水産省、経済産業省】

食品関連事業者等からの信頼性向上を通じたフードバンク活動における食品の取扱いを促進するため、「フードバンク活動における食品の取扱いに関する手引き」を平成28年11月に作成・公表するとともに、食品関連事業者とフードバンク活動団体等を対象とした情報交換会を全国8か所で開催した。また、平成29年度は、フードバンク衛生管理講習会及びフードバンク活用促進セミナーを、平成29年11月から平成30年1月にかけて、全国6か所で開催する予定。さらに、フードバンク活動団体に対する取組を支援した。【農林水産省】

一部の地方公共団体においては、飲食店等における食品ロス削減に向けて、食べきり運動や、自己責任を前提に食べ残し料理の持ち帰りの呼び掛けが広がっているため、消費者、飲食店に対して、飲食店頭における「食べ残し」対策に取り組むに当たっての留意事項を、平成29年5月に公表した。

【消費者庁、農林水産省、環境省、厚生労働省】

平成28年10月に政府広報を利用して、「食品ロスの削減」がテーマとなったBSテレビ番組、テレビスポット、ラジオ番組、音声広報CD、モバイル携帯端末サイト広告及び政府広報オンライン上の「お役立ち記事」、「おすすめ動画」を制作し、様々な媒体により幅広い対象に向けた周知啓発を行った（消費者庁、農林水産省、環境省共同制作）。また、同月には、地方公共団体、食品関連事業者及び消費者を対象とした「もったいないを見直そう～食品ロス削減シンポジウム～」（消費者庁、農林水産省及び環境省主催、文部科学省後援）を東京都千代田区で開催した。

平成29年6月、農林水産省及び福島県岡山市主催の「食育推進全国大会inふくしまおかやま」で消費者庁ブースを活用して来場者へチラシ配布を行った。また、北九州市において、食品ロスの削減をテーマに車座ふるさとトークを実施した。平成28同年9月に「第5回食品ロス削減関係省庁等連絡会議」を開催（平成27年は9月に第4回を開催。）し、各府省庁の食品ロス削減に関する取組状況及び今後の普及啓発方策の情報共有を行った。さらに、同年10月には政府広報を活用して、「食品ロスの削減」がテーマとなったBSテレビ番組、テレビスポット、ラジオ番組、音声広報CD、モバイル携帯端末サイト広告及び政府広報オンライン上の「お役立ち記事」、「おすすめ動画」を制作し、様々な媒体により幅広い対象に向けた周知啓発をした（消費者庁、農林水産省、環境省共同制作）。また、同月には地方公共団体、食品関連事業者及び消費者を対象とした「もったいないを見直そう～食品ロス削減シンポジウム～」（消費者庁、農林水産省及び環境省主催、文部科学省後援）を東京都千代田区で開催した。同年12月には、啓発パンフレットを作成し、消費者庁ウェブサイトへの掲載、地方公共団体や消費者団体等への配布を実施した。

そのほか、啓発パンフレットを作成し、消費者庁ウェブサイトへの掲載、地方公共団体や消費者団体等へ配布するとともに、消費者庁ウェブサイトで、地方公共団体等で開催する食品ロス削減に関するイベントや講習会等の紹介を、年間を通して行っている。【消費者庁】

平成29年10月30日、31日に、長野県松本市において、事業者や消費者を含めた食品ロス削減に関する様々な関係者が一堂に会し、新たな連携を築き、フードチェーン全体で食品ロスを削減していくことの必要性を日本全国に発信することを目的に、「第1回食品ロス削減全国大会」（松本市・全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会主催、環境省、農林水産省、消費者庁共催）を開催した。

【環境省、農林水産省、消費者庁】

全国の地方公共団体に、備蓄食料の有効活用について検討するよう通知で依頼（平成30年1月）。

【消費者庁、関係省庁】

⑯ 食育の推進

国民の適切な食生活の選択に資するよう、国民の食生活に関し、食育の一環として、食品の安全性、栄養、食習慣などについての正確な情報の提供等を推進する。

また、食育推進会議が平成28年3月18日に作成した、平成28年度から平成32年度を対象期間とする第3次食育推進基本計画に基づき食育を推進する。【消費者庁、食品安全委員会、文部科学省、厚生労働省、農林水産省】

学校における食育を推進するための教材等を作成・配付することで、栄養、食習慣などについての指導を充実させる。【文部科学省】

分かりやすく、実行性の高い日本型食生活を推進するとともに、農林漁業体験などにより、食や農林水産への理解増進を図る。【農林水産省】

<平成27年度～平成29年度の実績>

食育推進会議が平成28年3月18日に作成した第3次食育推進基本計画に基づき食育を推進した。

【消費者庁、食品安全委員会、文部科学省、厚生労働省、農林水産省】

平成28年度から使用するための小学生用食育教材を作成し、全国の小学校等に配布した。【文部科学省】

4 消費者が主役となつて選択・行動できる社会の形成

(3) 消費者団体、事業者・事業者団体等による自主的な取組の支援・促進									
施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	[参考]			
						32年度	33年度	34年度	KPI
(3) 消費者団体、事業者・事業者団体等による自主的な取組の支援・促進									
消費者団体等と継続的な意見交換の場を通じた消費者団体等相互の連携強化、現場の意見・政策提言の把握等【消費者庁】									
地域において公益的な活動を行う消費者団体の育成及び支援の在り方を検討【消費者庁】									
地域の消費者団体によるネットワーク構築・推進事業の実施【消費者庁】									
地域の消費者団体によるネットワーク構築・推進モデル事業の実施【消費者庁】									
①消費者団体等との連携強化等による自主的な取組の支援・促進									

(KPIの現状) 平成28年度(平成29年12月1日時点)
 (イ) 在京の消費者団体との意見交換を5-3回開催(P)(平成27-28年度:45回)。
 (ロ) 地方の消費者団体と連携し、地方消費者フォーラムを8回開催。

(3) 消費者団体、事業者・事業者団体等による自主的な取組の支援・促進

施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	〔参考〕			KPI
						32年度	33年度	34年度	
(3) 消費者団体、事業者・事業者団体等による自主的な取組の支援・促進						進捗状況を踏まえた推進の在り方の見直し			
<p>消費者志向経営を促進する施策の実施 【消費者庁、経済産業省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者志向自主宣言・フォローアップ活動の促進 ・セミナーやシンポジウム、研修等による消費者志向経営の普及・啓発など <p>優良事例の表彰【消費者庁】</p> <p>事業者や事業者団体に対する消費者行政に関する情報提供【消費者庁、経済産業省】</p> <p>豊かな消費経済の構築に向けた方策の検討【経済産業省】</p> <p>消費者団体と事業者団体の意見交換の場の設定【消費者庁】</p> <p>「消費者行政新未来創造オフィス」における、地方の企業事業者への普及・啓発【消費者庁】</p>									
<p>(イ) 消費者志向経営を促進するセミナー・シンポジウム、研修の実施状況 （情報提供者：事業者等）</p> <p>(口) 事業者や事業者団体に対する消費者行政に関する情報提供【消費者庁、経済産業省】</p> <p>(イ) 豊かな消費経済の構築にかかる具体的施策の立案・実施【経済産業省】</p> <p>(口) 消費者団体と事業者団体の意見交換の場の設定【消費者庁】</p> <p>(ハ) 「消費者行政新未来創造オフィス」における、地方の企業事業者への普及・啓発【消費者庁】</p>									
<p>(KPIの現状) 平成28年度(平成29年12月1日時点)</p> <p>(イ) 消費者志向経営推進キックオフセミナー(平成28年10月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者志向経営推進セミナー(平成29年11月、12月) ・国民生活センター主催セミナー(平成29年2月(P)) ・七くしま消費者志向経営推進キックオフセミナー(平成29年10月)（消費者庁） <p>(口) リーフレット等の作成・配布数：22種類(平成278年度：2722種類)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・説明会・意見交換会の開催回数：36回(平成278年度：5436回) ・講演依頼への対応回数：466回(平成278年度：443155回)（消費者庁） <p>(ハ) ・2030年頃の消費経済市場を見据えつつ、消費者意識の変化、より一層の消費者理解やそれに伴う企業経営の在り方、消費者起点のイノベーション等について検討を行う研究会を立ち上げ、報告書を平成29年3月に取りまとめた。（経済産業省）</p>									

4 消費者が主役となつて選択・行動できる社会の形成

(3) 消費者団体、事業者・事業者団体等による自主的な取組の支援・促進

施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	〔参考〕			KPI 平成24年度から約5年半 シート増
						32年度	33年度	34年度	
(3) 消費者団体、事業者・事業者団体等による自主的な取組の支援・促進	公益通報窓口の整備等の促進（説明会の実施、広報資料の作成・配布等） 【消費者庁】	制度の見直しも含む必要な措置に係る検討会の開催等（通報者保護の要件・効果等に係る精緻な法的検討等）【消費者庁】	（1）制度の運用改善 ガイドラインの改正・策定【消費者庁】	（2）制度の見直し パブコメ等の実施・検討【消費者庁】	（3）消費者団体、事業者・事業者団体等による自主的な取組の支援・促進	③公益通報者保護制度の推進	（1）制度の運用改善 ガイドラインの改正・策定【消費者庁】	（2）制度の見直し パブコメ等の実施・検討【消費者庁】	（3）消費者団体、事業者・事業者団体等による自主的な取組の支援・促進
	（説明会の実施、広報資料の作成・配布等による見直し後の制度の周知・啓発）【消費者庁】						（1）法の認知度 ・大企業労働者 平成32年度：60% 平成29年度：43% (平成24年度37%) ・中小企業労働者 平成32年度：50% 平成29年度：34% (平成24年度29%)	（2）認証取得事業者数 平成32年度：300社	（KPIの現状） 平成28年度 (イ) 法の認知度 大企業労働者：46%、中小企業労働者：43%（大企業労働者9ポイント増、中小企業労働者14ポイント増（いずれも前回調査（平成24年度）比）） (ロ) 通報窓口の整備 ・中小企業 平成32年度：50% 平成29年度：45% (平成24年度40%) ・市区町村 平成32年度：70% 平成29年度：57% (平成24年度52%) (ハ) ガイドラインの主要項目への準拠状況 (事業者) 平成32年度：50% 平成29年度：35% (平成24年度30%)
							（1）改正・策定された各種ガイドラインの周知徹底【消費者庁】	（2）認証制度の導入、普及 ・認証取得の促進支援 ・内部通報制度の適切な運用に資する人材の育成に係る取組【消費者庁】	（3）認証制度の導入検討【消費者庁】
							（1）改正・策定された各種ガイドラインの周知徹底【消費者庁】	（2）認証制度の導入、普及 ・認証取得の促進支援 ・内部通報制度の適切な運用に資する人材の育成に係る取組【消費者庁】	（3）認証制度の導入検討【消費者庁】